



高山地域介護保険事業者連絡協議会  
会長 長瀬 ながせ ながせ 力造さん

# 利用者ニーズに応える サービス提供を目指す

介護保険事業者連絡協議会は、介護保険のサービス事業者が安心して介護サービスを受けることができるよう活動しています。平均寿命が延び、介護サービスを必要とする方も増える中、私たちサービス事業者は利用者本人のニーズにあったサービスを提供していく必要があります。また、地域全体で支えあう高齢

社会の一翼を担う立場として、満足いただけるサービスを提供するために、直接携わる職員の資質向上は重要で、研修会などを通して一生懸命に努力しています。介護保険制度が発足してから9年が経過しますが、住み慣れた環境で安心して暮らしていただけのように、これからも関係機関と連携をとりながら、高山市の高齢者福祉の向上に努めていきたいと考えています。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



施設での介護サービス

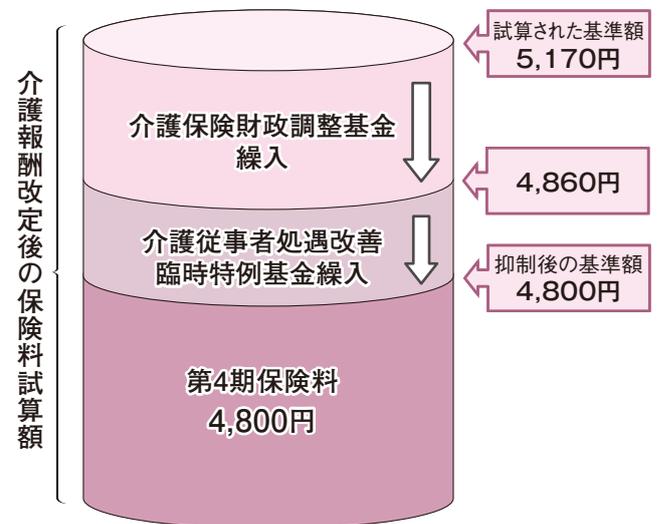
問合せ

高年介護課  
35・3178

## ●介護保険料の段階区分 図表②

第3期			第4期		
保険料段階	区分	年額	保険料段階	区分	年額
第1段階	生活保護受給者	29,400円	第1段階	同左	28,800円
	老齢福祉年金受給者				
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	35,280円	第2段階	同左	34,560円
	世帯市民税				
第3段階	第2段階以外	44,100円	第3段階	同左	43,200円
第4段階(基準額)	市民税本人非課税	58,800円 (月額4,900円)	第4段階	本人非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	52,440円
			第5段階(基準額)	本人非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	57,600円 (月額4,800円)
第5段階	本人市民税	合計所得金額が250万円未満	第6段階	本人市民税 合計所得金額が125万円未満	62,160円
			第7段階	本人市民税 合計所得金額が125万円以上250万円未満	72,000円
第6段階	本人市民税	合計所得金額が250万円以上	第8段階	同左	86,400円

## ●基金と国の交付金による負担抑制 図表③



平成21～23年の3か年にわたり、介護保険料の負担を抑制します。

## 介護サービスの利用者自己負担が変更になります

厚生労働省により3年ごとに改定されている介護報酬が、介護従事者の処遇改善、介護サービスの充実を図ることを目的として、平均3%増額となりました。

これに伴い、サービス利用の自己負担額が増額になる場合があります(負担額は利用サービス内容により異なります)。

詳しくは担当介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護事業所でご確認ください。